

第 1 1 回

(令和 7 年 1 月 10 日)

# 議 事 錄

錦 町 農 業 委 員 会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和7年11月10日（月）午前9時30分から午前10時15分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 9名
  - 1番委員 柳瀬 真也・2番委員 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 龍郎・10番委員 尾方 安技子
- 4 欠席委員 7番委員 山崎 真一
- 5 議事日程
  - 1) 会期の決定
  - 2) 議事録署名委員の指名
  - 3) 議第41号案 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議第42号案 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議第43号案 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議第44号案 農用地利用集積等促進計画について
  - 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
- 6 事務局職員  
事務局長 山本直樹、農地係 園林沙恵
- 7 会議の概要  
議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、9番・1番委員にお願いします。
  
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。  
議第41号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
  
- 事務局 議第41号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
  
- 議 長 調査番号1番について4番委員から調査報告をお願いします。
  
- 4 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力1人）です。経営面積105aの内、田が95aで、水稻50aとWC S45a作付です。畑が10aあり、野菜を作られています。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：3キロ、10分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：10a当たり35万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の

利用計画) : トラクター他。 8 番 (取得農地の利用計画) : 水稲を作付け予定です。 9 番 (周辺地域との関係) : 共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号 2 番について、5 番委員から調査報告をお願いします。

5 番 (調査番号 2) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手からの要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 2 人 (稼働力 1 人) です。経営面積は 19a で、水稻を作付けられています。3 条調査項目により報告します。1 番 2 番 (通作距離) : 12.5km、15 分です。3 番 (小作地) : 問題なし。4 番 (貸付地) : 問題なし。5 番 (価格) : 全部で 60,000 円です。6 番 (耕作放棄地) : 問題なし。7 番 (農機具の利用計画) : トラクター他。8 番 (取得農地の利用計画) : サツマイモを作付け予定とのことです。9 番 (周辺地域との関係) : 共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号 3 番について、2 番委員から調査報告をお願いします。

2 番 (調査番号 3) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手からの要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 3 人 (稼働力 2 人) です。経営面積は 6a で、野菜を作られています。3 条調査項目により報告します。1 番 2 番 (通作距離) : 4km、15 分です。3 番 (小作地) : 問題なし。4 番 (貸付地) : 問題なし。5 番 (価格) : 10a 当り 40 万円です。6 番 (耕作放棄地) : 問題なし。7 番 (農機具の利用計画) : トラクター他。8 番 (取得農地の利用計画) : 季節野菜を作付け予定とのことです。9 番 (周辺地域との関係) : 共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。この方、理髪店を経営されていますが、ご実家があさぎり町で農地を所有されています。農機具も揃っているとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号 1 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員 : 挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号 2 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員 : 挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号 3 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員 : 挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。次に議第 42 号案農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

- 事務局 議第 42 号案農地法第 4 条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号 1 番について、4 番委員から調査報告を行います。
- 4 番 （調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は車庫兼倉庫です。申請人の亡くなられたご主人が、昭和 59 年に自宅を建てられた際に同時に建設をされています。この土地が農地とは知らずにこれまで使われておりまして、今回、調べてみて初めて分かったとのことで顛末書が付けられています。4 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：1 種農地です。申請に係る事業の目的に供する土地の面積に対し、申請に係る第 1 種農地の面積の割合が 3 分の 1 を超えないため転用は可能です。2 番（着工時期）：転用済です。3 番（資金調達）：転用済なので問題ありません。4 番（転用面積）：問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）雨水は地下浸透です。7 番（防除措置）土砂の流出は、問題ありません。これまでも問題は起きていません。8 番（日照通風）問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。以上で調査報告を終わります。
- 議 長 調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号 1 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。次に議第 43 号案農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第 43 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号 1 番について、6 番委員から調査報告を行います。
- 6 番 （調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：1 種農地です。1 種農地ですが、集落接続のため転用は可能かと思われます。2 番（着工時期）：許可後に着工の予定です。3 番（資金調達）：借入金と自己資金です。4 番（転用面積）：問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）水道は町の上水道につなげます。下水については合併浄化槽で対応します。7 番（防除措置）土砂の流出は、町道と高さが変わらないため問題ありませんが、もしも流出したら、すぐに対応しますとのことです。8 番（日照通風）問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。価格については、親子間であり、0 円です。以上で調査報告を終わります。
- 議 長 調査番号 2 番について、3 番委員から調査報告をお願いします。
- （調査番号 2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は建築条件付売買分譲地です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：3 種農地です。2 番（着工時期）：許可後に着工の予定ですが、予定として 12 月 15 日から 2 月 10 日までの予定で造成を終わられます。3 番（資金調達）：全額自己資金で

す。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）町の上下水につなげます。7番（防除措置）土砂の流出は、問題ないと思われますが、問題が発生した場合には対応していただきます。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。価格については、全部で3,500,000円です。以上で調査報告を終わります。

事務局 建築条件付売買分譲地について補足いたします。この建築条件付売買分譲地というのは、今回、計画平面図のような区画で分譲地を予定されていますが、全区画売れてしまえば問題はないのですが、売れ残りが出た時には転用者が、建物を建てますので許可してくださいというものになります。

議長 調査報告が終わりましたので、質疑がある方の挙手をお願いします。

8番 調査番号2番について、場所はどのへんでしょうか。

3番 にしき歯科から平川電設の方に入った一角になります。周辺は宅地となっており、そこだけ農地が残っています。

議長 そのほかございませんか。無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議長 議第44号案農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第44号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）

今回、所有権移転が4件、利用権設定が48件です。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1番～48番適格の報告あり）

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）それでは、適格といたします。報告第9号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

議長 ご質問等はございませんか。それでは、これをもちまして11月総会を閉会いたします。

終了後、売買・貸借相談案件担当決め

地域計画プラッシュアップについて

阿蘇市農業委員会研修受け入れについて

農業者年金研修会（約50分）

ふるさと祭り出務について

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年11月10日

農業委員会会長

9 番 農業委員

1 番 農業委員